

現代中国の女性誘拐事件

蒲 豊 彦

1.はじめに——濠頭村の売春強要事件

昨年7月の『朝日新聞』に、つぎのような見出しの記事が載った。

「少女誘拐し 売春を強要 農村に100人 中国紙がルポ」

中国広東省の農村・濠頭村で、誘拐されてきた百人以上の少女が救出を求めている、というものである。投書をもとに記者が客のふりをして村に潜入し、少女から事情を聞きだしたのだという¹⁾。

舞台となったのは広東省東部の海に面した陸豊県である。この県は、中国の現代史のうえに一度だけ姿を現している。1920年代に広東省で大規模な農民運動が起こり、それがやがて、農民を主体とする毛沢東の中国革命へと受けつがれていくのだが、まさにその農民運動の発祥地が陸豊県とそのとなりの海豊県なのである。しかしその後はさしたる事件もなく、現在では、香港からの密輸の基地としてしばしば広東省の新聞をにぎわす程度の、山地のおおい貧困地域である。

『朝日新聞』がこのルポを報道した4日後、中国紙の『南方日報』が少女たちの救出のようすを伝えた。7月23日早朝から昼ごろにかけて、陸豊県の公安機関が40名の警官を動員し、濠頭村の淫売窟13か所を急襲して外省の年若い女性13名を救出し、雇い主3名と人買い2名を逮捕した、というものである²⁾。

このとき救出されたのはわずかに13名だったが、『朝日新聞』が紹介した百名以上という報道はかならずしも誤報とはいえない。村人が淫売所を村のなかに分散させ、警察の捜査を困難にしているからである³⁾。したがって、濠頭村にはいまだにおおくの女性が捕えられていると考えるのが自然である。陸豊県では、1991年から約2年半のあいだに、人買い193名を逮捕し、誘拐集団31個を壊滅させ、913名の女性を救出している⁴⁾。表面に現れた数字だけでも、これだけあるのである。そして現在、こうした婦女（と、そして児童）の誘拐売買が、中国の各地で頻発している。

さて、濠頭村の事件はこの種の婦女誘拐売買事件に共通する重要な特徴をそなえている。まず誘拐されてきたのが「外省」、つまり広東省の外の出身者だったことである。「外省」とはどこかといえば、広東省のこの種の事件では、四川省の貧困な農村が圧倒的におおい。また、誘拐犯も農民が大部分をしめる⁵⁾。そして買い手もまた農民である。つまり被害者、犯罪者、買い手、事件の舞台のいずれも農村であり、これはすぐれて現代中国の農村の問題でもある。

このような誘拐売買事件は、中国の各種ルポルタージュや新聞・雑誌記事でしばしば紹介されているが、私の知るかぎり、とくに女性誘拐事件を専門的包括的に論じた研究論文はまだないようである。そのため、この社会現象を論ずるにあたっては、先行研究に依拠しながら問題を厳密に限定して論証

していくという方法を取るのはむずかしく、また事件の全体像さえはっきりしない現在にあっては、そのような方法は無意味でもある。

そこで本稿では、女性誘拐売買事件の現状と特徴、その歴史的経緯、政府の対応等を整理することにつとめ、最後に、事件の背後にあってそれらを支えているものについて、若干コメントしてみたい。

2. 暗躍する人さらい

中国でよく誘拐されるのは女性と子どもだが⁶⁾、身代金ではなく、通常は被害者を売り飛ばすことを目的としている。そのため中国には、「誘拐する」ことと「売る」ことをひとつにまとめた「拐売」という言葉がある。誘拐事件の被害者のおおくは、まさに「拐売」されるわけである。

本節では、こうした「拐売」のうち、まず誘拐の手口、誘拐犯の姿などをまとめておく。

誘拐の手口

「検察業務系列教材資料」という副題がそえられた『刑事犯罪案例叢書』のなかの一冊『拐売人口罪』⁷⁾は、「拐売」にかんするおおくの事例を、こまかく分類して紹介している。それらをさらに整理すると、成年女性にたいする誘拐の手口は、ほぼつぎの3点にまとめることができる。

- (a) さまざまな名目でだまして連れだす。
- (b) 暴力あるいは薬物を使用して強制的に拉致する。
- (c) 精神病患者、精神薄弱者を連れだす。

このうちもっとも頻繁におこる(a)についてさらに詳しく見てみると、その名目には、つぎのようなものがある。

○結婚、恋愛にかんするもの。これは、結婚相手を紹介しようといって近づいたり、いつわって被害者と恋愛関係に入るものである。

(例) (四川省?)の農業兼時計修理業の曾某(24歳)は、1987年3月2日、腕時計の修理にきた若い女性・馮某を誘った。「友だちをひとり紹介してやろう。医者なんだが、ちょっと行ってみないか。気に入ったらそこに留まればいいし、気に入らなかつたら帰ってくればいい。交通費は全部、俺が出す」馮は心を動かされ、一緒に行くことにした。ところが連れていかれたのは、はるか北方の河北省のある村だった。だまされたことに気づいた馮は家に帰してくれと迫ったが、「帰りたければ自分で帰れ。俺は金はないぞ」と曾に脅され、しかたなくその村で結婚相手を捜すことに同意した。しかし、曾が村人と値段の交渉をしているところへ県の公安が現れ、曾は逮捕され、馮は救出されることになった⁸⁾。

○仕事にかんするもの。これは、工員を募集している、仕事を紹介する、一緒に仕事を手伝ってほしい、などと騙すものである。

(例) 河北省の農民・康某(26歳)は、衣服工場の販売課長をいつわり、にせの職員証、紹介状、工場規則などを用意し、四川省の女性2名を誘いだして売り飛ばした⁹⁾。

(例) 広西壮族自治区の郭某(女、19歳)は、旅館でたまたま泊まりあわせた女性に、李(すもも)を運んで売るのが、手伝ってくれる人を捜している、もうけは山分けだ、と持ちかけた。女

性が同意すると、もう一人の男と共謀して広東省まで連れだし、1500円で売った¹⁰⁾。

○旅行、親戚訪問などに誘うもの。

(例) 四川省の農民・李某(24歳)と劉某(28歳)は重慶市のあるバス停で、父母とけんかをして家出してきた少女(13歳と17歳)に出会った。そこで武当山へ遊びに行こうと誘い、同夜二人を強姦したのち、河北省の炭坑へ連れて行き、それぞれ売り飛ばした¹¹⁾。

そのほか、迷信を利用したものなどもある。これら誘拐の手口のなかに、誘拐される側の背景、つまり農村女性をとりまく状況をすでにうかがうことができるが、この問題および「四川省」がたびたび登場することなどについては後ほどまとめて論ずることとして、ここでは引き続き、誘拐後のように誘拐犯について、さらにいくつか事例をあげておく。

人さらいの姿

上にあげた事例には現れていないが、誘拐犯のひとつの特徴として、しばしば集団を形成していることが見られる。四川省のある地区の統計では、2人以上の共同犯罪が誘拐犯の70.4%を占めているという¹²⁾。おおきなものでは、安徽省利辛県の公安局が摘発した83名の集団がある。この83名はいずれも四川、安徽両省の出身者で、衣服や薬剤の販売員を雇うといつわって、3年ほどのあいだに、四川籍の青年女性120名あまりを売りさばいた¹³⁾。

こうした集団は役割分担をもっていることが多く、誘拐係、被害者の監視係、用心棒などに分かれ、そして被害者は中継点に売られ、そこを通過してさらに転売されていく。『南方日報』の記事「人販子、毒如蛇蝎」は、誘拐集団がはびこる原因のひとつとして、このような組織性をあげている¹⁴⁾。

被害者は、最終的には農民に妻として売られるか、あるいは売春宿で売春を強要されるかのいずれかになる。しかし、そこにいたるあいだにすでに、誘拐犯からしばしば強姦等の暴行をうける。さらには、逃げられないようにするため、身分証や金銭などをすべて取り上げたり、裸の写真を撮ったり、またはげしく殴打して脅すなど、被害者の心身に重大な危害が加えられている¹⁵⁾。

すでに見たように誘拐犯のおおくは農民であり、そのなかには女性も含まれる。上掲『刑事犯罪実例叢書』や中国の新聞記事からは、かれらが何をきっかけにこうした犯罪に足を踏み入れるのかははっきりしないが、わずかにつぎのような事情がいくつか記録されている。

1986年、陳某(35歳、住居地不明)は、山東省から商売にやってきた李某とたまたま知りあい、李某から「女をひとり山東へ連れていって売れば2千元になる」と聞かされて、この道にはいった¹⁶⁾。おなじく86年、四川省の農民・武某(23歳)は、商売に出ていて江蘇省の農民と知りあい、「四川から女をひとり連れてくれば、千元で売れる、おまえが都合してきたら、おれたちが後の面倒をみてやろう」と言われて始めた¹⁷⁾。この当時、農民の平均年収は約400元と計算されており¹⁸⁾、ここには、手っとり早くひと儲けしようと、軽々と拐売の世界に入っていく農民たちの姿がうかがえる。

3. 歴史的背景と政府の対応

拐売の復活と拡大

近代以前、また新中国成立以前の誘拐および人身売買はひとまず置き、新中国成立以降に話をか

ぎると、以上のような事件は、1970年代初頭、すなわち文化大革命の後期から現れたといわれている。いいかえれば、1949年の建国ののち、しばらくなりをひそめていた人身売買が、1970年代にいたって復活したのである¹⁹⁾。

それは中国西南部の四川省などの農村にまず現れ、南北へと蔓延していった。そして、政府の取り締まりとのあいだで一進一退を繰り返しながら、1990年代にいたるまでに、前後3回の急増期があったという。

第1期は1976年前後であるが、警察の集中的な取り締まりによって、収束に向かった。

第2期は1980年から83年前半までである。1980年は、新中国がはじめて『刑法』を施行した年でもある。その第141条が誘拐に関する規定であるが、「人を誘拐したものは、5年以下の有期徒刑に処し、罪状のはなはだしいものは、5年以上の有期徒刑に処する」とあるのみである。その後、事態の進展にともない、『刑法』のこの規定がしだいに補充されていくことになる。

この第2期の増加にたいして、1983年後半から1984年にかけてやはり集中的な取り締まりがおこなわれるが、そのよりどころとなったのは、83年9月に全国人民代表大会常務委員会が公布した「社会治安に重大な危害をおよぼす犯罪分子を厳罰に処することに関する決定」である。このなかで、誘拐犯には最高で死刑が適用されることが明記された。さらに1984年3月には、最高人民法院、最高人民検察院、公安部が合同で誘拐罪についての具体的な司法解釈を示し、法的な整備がいつそう進んだ。おそらく中央でのこうした政策を受けてのものだろうが、83年以降、各省で「婦女児童の合法的権利を保護する規定」があいついで制定されている。

第3の急増期は1986年後半から1989年で、四川省を例にあげると、87年から89年までの3年間に逮捕された誘拐犯は7892名におよび、刑事犯の7.7%を占め、また誘拐された女性は88年が5829名、89年が10032名にのぼった²⁰⁾。なお参考までにあげれば、四川省の人口は1億891万人であり²¹⁾、したがってほぼ日本に匹敵する人口のなかで、これだけの誘拐が行われていることになる。

こうした状況にたいして中央は、86年11月および89年3月に誘拐撲滅の通達をかさねて発したのち、1989年冬から90年春にかけて全国的な「六害」追放運動を展開する²²⁾。六害とは、売春、ポルノ、婦女児童誘拐、麻薬、賭博、迷信の6種の社会問題を指し、このうち前半3種がすべて女性に関係したものである。

さらに、1991年には全国人民代表大会常務委員会が「婦女児童を誘拐販売する犯罪分子を厳罰に処することに関する決定」を行った。これも『刑法』の関係事項を補充するものであるが、注目すべき点として、誘拐された婦女児童を買い取ることの犯罪性と、そうした被害者を救出すべき関係機関の責任をはっきり規定したことがあげられる。

中華人民共和国婦女權益保障法

1990年以降は、第3期にたいする取り締まり時期にあるものと思われる。そしてこの時期、女性の権利を守るための総合的な法律が、はじめて制定された。1992年10月から施行された『中華人民共和国婦女權益保障法』である²³⁾。

全54条からなるこの法律は、総則、政治権利、文化教育權益、労働權益、財産權益、人身権利、婚姻家庭權益、法律責任、附則の9章に分かれ、女性の各種権利がこと細かに規定されている。

このうち本稿に直接関係するものは、第6章の人身権利である。この章は7つの条文を含み、そこには、女子の嬰兒の溺死・殺害の禁止、女子を出産した婦女および不妊婦女にたいする蔑視・虐待の禁止、老婦にたいする虐待・遺棄の禁止、誘拐売買・拘禁の禁止、売買春の禁止、等々があげられている。ただし逆にみれば、中国の女性はこれらの危険に晒されているということでもある。

同法はあくまでも基本法であり、これ自体ですぐに女性の各種権利が守られるようになるのではない。またこれらの権利が侵された場合は、従来どおり、80年の『刑法』およびその補充、そして86年の『治安管理処罰条例』等によって処罰が行われるものである。しかし、同法が現代中国の女性をとりまく諸問題を網羅的に取りあげて再確認したことは、おおきな意味があるといえる。

この法律が制定された経緯を、以下に簡単にまとめておく²⁴⁾。

『婦女權益保障法』の編纂は、1987年以降、つまり第3期の婦女誘拐多発期に、全国人民代表大会の代表が婦女法の制定をしきりに要請したことに始まるという。これを受けて、全国人民代表大会常務委員会は、1989年、内務司法委員会にたいして婦女法の研究と草案作成を指示した。

内務司法委員会は法案起草小組を組織し、専門家や関係部門からの意見聴取を行い、全国28の地方の地方性法規（おもに上述の「婦女児童の合法的権利を保護する規定」を指すと思われる。）および外国の関係法規を参考にして、草案を起草した。

以上が「草案についての説明」にみえる同法制定の経緯である。ただし、ここには触れられていないが、この法律がつけられた背景には、女性をとりまく状況以外のいわば外的な要因も多少はあったと思われる。たとえば、1979年12月に国連総会が『女子差別撤廃条約』を採択し、これは条約参加国にたいして適当な立法措置等を義務づけているものであるが、中国は1980年にこの条約を批准している²⁵⁾。また、たとえば本年1月1日から『労働法』が実施されたように、中国は各種法規を急速に整備しつつある。『婦女權益保障法』はこうした動きの一環でもあろう。

4.農村のなかの女性

誘拐、人身売買が頻発する背景には、若い女性にたいする膨大な需要が存在する。ただし、とくに結婚にかんして、なぜそれほど女性が不足しているのかについては、じつはよく分からない。理由の一つとして、一部地域で適齢期の男女の人口比がおおきく崩れていることが指摘されており、それは一定度事実であろうが、どのような根拠にもとづくのか、統計上の数値がおおいに疑問である。たとえば、はたしてきちんと適齢期だけの統計をとっているのか、といったことである。とりわけ1979年からの一人っ子政策以降、女の子が生まれた場合、戸籍にのせないことがある。つぎの子を産むためである。このような場合、書類上の男女比が崩れても、女性が存在しないわけではない。また、議論を厳密にするためには、女性の買い取りがさかんな地方の統計が、ぜひとも必要である。

そのほか、女性に対する需要については、正式に妻をむかえるためには高額な結納金が必要で、人さらいから女性を買ったほうが安くつく、という理由もあげられる。さらに、日本と同様に、たとえ農村生まれであっても農村には嫁ごうとしない女性が多くなったことも考えられる。いまのところ、農村の嫁不足については、こうした要因がからまりあったものと考えておくしかない。

妻を買う農民たち

さて、さきにも述べたように、誘拐された女性が行きつくさきは強制売春か、あるいは農民へ妻として売り渡されるのだが、そのうち、現在の中国農村の状況によりふかく関わっていると思われる後者を、ここではまず買い手の側から整理しておきたい。

農民にとって「妻」とは何か。これはもちろん一言で整理できる問題ではないが、人身売買の場面に限って見た場合、やはり財産の一部、もしくはひとつの道具と見ている可能性が高い。「買ってきた妻、買ってきた馬は、乗ろうと叩こうと俺の勝手だ」、かれらはこのような観念をもっていると思われる²⁶⁾。

こうした農民の意識をよく象徴しているものとして、買いとった妻の「転売」の現象があげられる。

1979年、四川省から河南省へ誘拐されてきた女性・羅某は、まず850円で楊某に売られたが、がんとして楊に身をまかせなかったため、精神薄弱者の袁某におなじく850円で転売された。ところがそこでも袁をはねつけたため、900円でさらに周某に転売された²⁷⁾。

1991年、広東省の50歳すぎの農民・黄民中は、貴州から誘拐されてきた女性・劉某を345円で買いとった。その夜はいやがる劉某をちからずくで強姦したものの、翌日、劉はすきを見て逃げだし、山にかくれた。黄は劉を探しだして連れもどすと、殴打をくわえて監禁した。黄は、これではどうてい夫婦にはなれないと思ったものの、劉を買うために払った金も惜しかった。そこで、890円で劉をさらに他の人に転売した²⁸⁾。

1988年、某省の農民・汪力は2000円で外省の女性・劉某を買とり、1年いっしょに暮らしたが子供ができない。そこで病院で検査をしてみたところ、劉が不妊症であることがわかった。子どものできる望みがないと知った汪は、翌年12月、劉を2200円で外地の人買いに売り渡した²⁹⁾。

とりわけこの最後の例には、女性を、子どもを得るためのたんなる道具とみなしていることがよく現れている。さらに、買いとった女性を、家畜とおなじように財産の一部としてしか見ていないのではないと思われる事例として、買いとった妻にたいする暴力が数おおく発生している。

広東省信宜県の黄某に妻として売られたある少女（15歳）は、反抗したため黄の家族に縛りあげられたのち強姦され、気を失った。気がついてみると、髪の毛がすっかり切られてしまっていた³⁰⁾。これは逃げ出せないようにするためと思われる。同じく同県の姚某に売られた女性は、なんども脱走をくりかえしてその度に連れもどされたあと、姚の母親によって、真っ赤に焼けた鉄で顔に烙印を押された³¹⁾。

農民がこれほどまでに妻とそして子どもを欲しがっている状況がある以上、当然のことながら、そうした農民をだましてひと稼ぎしようとする結婚詐欺が出現する。

1994年5月、上海市金山県のある村に、貴州人だという30歳ほどの男が自称16歳の少女をつれて現れた。嫁入り先を探しているのだという。それを聞きつけた身体障害者の青年・夏某（29歳）が1800元の「紹介料」を払って妻に娶ることにした。これは人身売買にはならない（後述）。結婚式の日、貴州人の男は「紹介料」を受け取ると、さっさと帰っていった。翌日、夏某が仕事に出たあと、新婦は義母に「楊家に服を返しに行ってきます。夕方、あの人に迎えにきてもらうことになっていま

す」といって、家を出た。しばらくして、どうもおかしいと思った父親が二階の部屋に上がってみると、引き出しがこじ開けられて、身分証となげなしの840元が盗まれていた³²⁾。そのほか、わずか8日の間に嫁入りと失踪を3度くりかえし、農民からあわせて8千元以上をだまし取った男女もいる³³⁾。

身内による誘拐

誘拐をめぐるいまひとつの憂慮すべき問題として、同郷者、知人、親族による誘拐がある。これはけっして少なくなく、『刑事犯罪案例叢書（拐売人口罪）』もわざわざ分類項目を立てている。

山西省の梁某は自分の姪を³⁴⁾、四川省の沈某は妻を売り³⁵⁾、誘拐された姪の救出にむかった四川省の農民（共産党員、48歳）は、その姪をさらに転売した³⁶⁾。四川省の農民・劉雷（27歳）は誘拐をくりかえしたすえ、1991年に妻を1400元で、翌年に自分の3歳の娘を450元で、その2か月後には実の母親を1200元で売った³⁷⁾。

こうした事例をみると、中国の農村の現状は、ほとんど理解を越えるものがある。ところが、以上に紹介してきた誘拐・人身売買事件の各種特徴のおおきは、じつは近代中国にすでに存在している。ここで、可児弘明『近代中国の苦力と「猪花」』³⁸⁾をとりあげ、現在の状況とすこし比較を試みたい。

本書は香港に残されていた「猪花」関係の文書を整理分析したものである。猪花とは、娼妓や婢女として海外に売られていった女性をいう。本稿で取りあげているものは中国国内での売買が基本であり、猪花はその点がおおきくこととなるが、しかしどちらも主として「誘拐されている」という点では比較が可能である。

可児は、誘拐と人身売買について、関係文書から次のような特徴を抽出している。

- (a) 結婚を口実とする誘拐売買
- (b) 既婚婦人の誘拐売買
- (c) 婚家から逃げ出す妻たち
- (d) 集団組織ないしは連絡網をもつ誘拐犯
- (e) 同僚・親戚など身内の者による誘拐
- (f) (上述と同様の) 結婚詐欺

これらのなかで、(c)のみが現在の状況と若干ちがっているようであるが、これは新中国建国後、本人の自由意志による結婚がやはりそれなりに進展していることを示しているのだろう（ただし問題は残っており、これについては後述する）。可児は、誘拐や人身売買のこうした具体例を詳述したのち、とくに(e)の事例などを念頭において、この時代は「人身売買を本質的に犯罪行為であるとする意識が薄かったのではないか」と述べ³⁹⁾、当時のそうした日常意識をよく現している社会慣行として、「妹仔」の存在を紹介している。

「妹仔」とは、生家が代金を受けとって売り渡し、買い主に無償で使役され、またさらに転売もされる女婢である。つまり金銭の授受をともなった人身の譲り渡しが、なんの疑いもなく習慣的に行われており、そうした社会慣行や意識が誘拐による人身売買をささえているというわけである。

結婚をめぐる因習

それではひるがえって、「妹仔」がもはや存在しない現在にあっては、なにがこの種の犯罪をささえているのだろうか。

前掲『關於嚴禁売淫嫖娼的決定 關於嚴懲拐売綁架婦女兒童的犯罪分子的決定 釈義』は、誘拐・人身売買が多発する原因をつぎの6つにまとめている。

- (1) 拜金思想
- (2) 各地の經濟發展の不均衡
- (3) 膨大な需要の存在
- (4) 売買婚等の陋習がもたらす矛盾
- (5) 取り締まりが不十分なこと
- (6) 農村の基層行政組織の薄弱と、法制觀念の欠如⁴⁰⁾。

これらのなかから、農民の意識を理解するために重要であり、またわずかではあるが分析のための資料も手にはいるものを取り出すと、つぎの3点に整理できる。

- (a) 各地の經濟發展の不均衡
- (b) 法制觀念の欠如
- (c) 婚姻をめぐる陋習

『釈義』はこれらにたいして簡単な概括をしているのみである。以下で、『釈義』を一旦はなれて、独自に順に検討しながら、誘拐と人身売買の社会的背景をさぐってみたい。

- (a) 各地の經濟發展の不均衡

すでに繰り返してきたように、被害者の出身地は四川省が非常におおい。ついでには貴州省の名前もよく現れる。中国では現在、貧富の差が拡大してきているが、それはとりわけ、都市部と農村部、沿海部と内陸部のあいだで著しい。四川、貴州の農村部は、まさに内陸部の貧困地帯である⁴¹⁾。

さきに触れたように女性の誘拐売買は、1970年代初頭にまず中国西南部の四川省あたりから始まったとされる。西南部とは、四川、貴州、また雲南等を指す。1959年から61年にかけて中国を大飢饉が襲ったのち、70年当時は文化大革命のただなかであり、くりかえされる政治運動のなかで、中国の經濟は危機的な状況にあった。そのころ四川省の一部地域では、数百斤（1斤は500グラム）の食糧券で、娘ひとりと交換できたという⁴²⁾。食糧券とは配給切符のようなもので、お金はこの券を添えて、はじめて食糧を買うことができるものである。70年代初頭に中国西南部で始まったという人身売買は、貧しさから農民が自分の娘を売らだし、また貧しさから外に働きに出た女性が誘拐されたことを指すようである⁴³⁾。

しかしその後、80年代にはいって經濟改革が進み、とりわけ都市や沿海部が發展しはじめると、「貧困」そのものよりも經濟の「不均衡」が、人身売買を誘発する要因となっていく。第2節で誘拐犯が女性をだますさまざまな手口を紹介したが、結婚相手であれ仕事であれ、誘拐犯は、もったいい暮らしができるという誘う。四川省の少女（16歳）はこう言って連れだされた。「福建の生活の水準はたかく、女は仕事をせずに、毎日白い米のご飯を食べて、魚を取っていればいい。金を稼ぐのも簡単で、どの家にも自転車があって、そとへ出ても道を歩く必要もない。福建へ行けば買いたいものはなんでも買える」⁴⁴⁾。この種の事例は枚挙にいとまがない。

そして、少女たちもこうした言葉を信じて、貧しい故郷から思いきって飛び出すのである。ただし、飛び出すのは彼女たちだけではない。じつはその背後には、もっとおおきな、農村から都市への人の流れが存在する。つまり、よりよい仕事と生活を求めての出稼ぎである。そのなかでとくに都市の工場などに就職した女性を「打工妹」、または外地から来た娘という意味で「外来妹」と呼ぶことがある。

彼女たちは、すでに町へでている友人にさそわれたり、また村へやってくる工員募集についていくこともある。さらに、街角に自然発生的にできたのだろうが、都市には「労務市場」が存在することがあり、仕事を捜す人々が集まる。そうしたなかに工員募集をよそおった誘拐犯がまぎれこんでいても、ほとんど見分けるすべがない。事実、四川省の誘拐犯・喻茂林らは、成都市の労務市場で職をさがしていた女性を、求人を買って誘拐し⁴⁵⁾、また北京市の公安機関の統計では、北京崇文門の労務市場から、1993年7月現在ですでに1800名の女性が山西省忻州地区に売り飛ばされたという⁴⁶⁾。

経済問題と人身売買を結びつけることのできるキーワードの一つとして、「打工妹」がある。

(b) 法制観念の欠如

誘拐犯に法的観念が欠如していることはいうまでもないが、この点では買い手の側も大差ない。買うこと自体や、買い取った女性への暴行などのほかに、つぎのような現象がみられる。

上述の北京崇文門から連れさられた女性を救うため、93年8月、北京公安局が特別チームを派遣し、現地の警察とともに山間のある僻村にむかった。ところが村民の組織的な妨害にあった。かれらは村のなかに見張りをたてて警戒し、妻を買った家では、地下道を掘って妻をひそかに別の場所に移し、警察が不慣れな土地で道を探ねると、村人はわざと間違った道をおしえた。さらに、女性を1名救出するごとに村人たちがどっと押し寄せ、怒鳴り声をあげて威嚇する。この作戦で救出できたのは、わずかに6名だけであった⁴⁷⁾。

同じく93年の9月、江蘇省淮陰県では、女性の救助にむかったバトカーが百人にもものぼる村人に包囲され、救出が一時妨害された⁴⁸⁾。こうした村人こぞっての妨害はほかにも例があり、前掲『中国子ども誘拐白書』はさらに深刻な事例を紹介している⁴⁹⁾。ただし一方で、誘拐された女性を農民が助けだしたという美談も報道されている。ところが、湖南省から広東省に誘拐された易某の場合、当地の農民・林娘鏡が彼女を救いだして自宅にかくまうのだが、それをききつけた別の人が、3000円で娘を売ってくれとって林家を訪れた⁵⁰⁾。

93年8月、『南方日報』の法律相談欄に、つぎのような相談があいついで掲載された。「私の村ですこし前、二人の村人が、誘拐されてきた女性をそれぞれ数千元で買いとって妻にしたのを見ました。このようなことは違法でしょうか⁵¹⁾」、「私の村である人が、誘拐されてきた外省の娘を買って妻にしています。そして、彼女が逃げるのをおそれ、錠をかけたり縛り上げたり…しています。このようなことは違法でしょうか⁵²⁾」。

この記事が掲載された当時は、女性の権利に関する同様の記事がおおく見られ、キャンペーンの一環として編集部が投書を作り上げた可能性もある。しかし、農民のあいだにこうした質問が存在することは事実であろう。またこれが違法であるのをかさねて言明せざるを得ない状況にあることも事実なのである。

法に無知であることを「法盲」という。中国で依然としておおきな問題である「文盲」や、あてもなく出稼ぎに流出する「盲流」に加え、こうした「法盲」がまもなく社会問題として本格的に取りあげられるようになると思われる。

しかしながら、私は農村が無法地帯になっていると言いたいのではない。社会生活全般からみて、とくに農村のみに突出して犯罪が増加しているとは思えない。問題は、女性をめぐる農民の意識である。ここで、さきに紹介した近代中国の婦女売買にたいする可見弘明の、「人身売買を本質的に犯罪行為であるとする意識が薄かったのではないか」という言葉が思いおこされる。これは現代でもある程度あてはまりそうである。そうした意識だからこそ、警察にも堂々と立ち向かうのだろう。

ところが前掲『釈義』やまた各種新聞記事はこれを、人身売買が法律に触れることを知識として知らないのだとのみ解釈し、そこから、法律教育（思想教育）や徹底した取り締まりの重要性を説くことになる。だが、妻を買うことを犯罪だと感じさせない社会的な基礎、たとえば近代中国の「妹仔」の存在のようなものが背後にあると考えられる。人身売買についての農民の意識をささえているものをさぐるために、つぎに、婚姻をめぐる農村の習慣をみてみたい。

(c) 婚姻をめぐる陋習

誘拐の事例から被害者の環境を取りだしてみると、そこに婚姻の陋習や家庭生活上の争いが介在していることが少なくない。

ある村の女性・丁某は、両親が取り決めた結婚に不満で、家出をして自分で結婚相手を見つけようとしていたところにつけ込まれ、誘拐された⁵³⁾。四川省の既婚婦人戴某は、結婚して10年たっても子どもができないため、夫に蔑視され、虐待を受けていた。そこにあらわれた石某にそそのかされて他に嫁ごと家出をしたが、結局、石某によって売られてしまった⁵⁴⁾。

ほかにも各種のいわば封建的な習慣がみられるが、誘拐・人身売買により深く関係しているものとして、売買婚と、紹介料の問題がある。

1991年、広東省の清遠でつぎのような事件がおこった。ある父親が、娘に黙って彼女をとなり村の阿興に嫁がせることにし、結納金も4360元と決めてしまった。その後、娘の阿間ははじめて相手を知られ、自分の望むような相手ではなかったためつよく反対したが、父親は聞き入れなかった。そのうえ、相手の阿興は結婚登記をしようと阿間をむりやり役所へひっぱっていき、抵抗する彼女にたいして、ついにナイフをとりだしてその額に切りつけた。さらに、結婚を拒めば阿間の家を爆薬で爆破するなどと揚言した。結局、阿間が裁判所に提訴し、相手の阿興には有期徒刑6か月の判決が下った⁵⁵⁾。

これを報道した新聞記事には、父親もいっしょに罰せられたとは書いてない。『刑法』とその関係法規を純粋に適用すれば、おそらく父親は人身売買罪にあたるが、父親が「犯罪」を犯している意識する人は多くないだろう。80年代のはじめに北京法制学院の研究グループが行った調査によれば、山西省や遼寧省のある山間部・農村部では、父母の命による結婚が、公表されただけでも10.5%に達しているという⁵⁶⁾。そのほとんどが、おそらく結納金の受け渡しを伴っていると思われる。こうした結婚形態と、さきに紹介した親族による誘拐売買との差はわずかである。

ただし、これらはなんといっても父母によって行われるものであり、おおくの場合、娘も最終的

には承知のうで嫁入りするのであり、他人による誘拐売買とは一線を画す。これに対して、つぎの「紹介料（仲介料）」の問題は、より微妙である。

（例1）1980年5月、河北省の農民・張某が四川省の農民・石某に、四川に戻ったら結婚相手を探してくれと頼み、費用を300元渡した。張某がどのような意味で頼んだかは不明だが石某は女性をひとりだまして連れ帰り、途中で気づかれるが、むりやり張に売り渡した⁵⁷⁾。これは、女性本人の意志に反して行われており、あきらかに人身売買である。ではつぎの場合はどうだろうか。

（例2）広東省の黄某は同郷の梁某にやはり結婚相手の紹介を頼まれ、旅費として430元を渡された。黄は広西壮族自治区のある寡婦を、広東省でいい嫁入り先を紹介してやるという本人の納得のうでつれ帰り、しかし彼女にかくれて梁に「お茶代」の名目で1700元を要求し、梁は1600元に値切って同意した。この事件はさらにもうすこし発展するが、それはともかく、黄某にたいして、裁判所は誘拐人身売買罪で有罪の判決を下した。彼女はあくまで自分の意志で梁のもとへ行ったのだが、黄が彼女を営利目的で騙したことには変わりがない、とするのである⁵⁸⁾。

（例3）四川省に、父母が決めた結婚に不満で、どこか外地へ行って結婚したいと思っていた3人の女性がいた。たまたまそこに譚某が福建省から里帰りしてきた。福建は生活条件がいいときいていた3人は、福建へ連れていってそこで結婚させてくれるよう譚に頼んだ。譚は3人を福建へ連れていき、そのうち一人には見合いをさせ、また他の二人は自分で相手を見つけて、双方の同意のもとで、それぞれ結婚した。そしてそのあと譚は、「当地の風俗習慣」に従って、それぞれの婚家から報酬や旅費としてあわせて4300元を受けとった。父母に無断で出てきた3人の女性は、いまでも四川には帰りたくないと言っているという。この事件にたいして検察は、誘拐人身売買罪にはあたらないとした⁵⁹⁾。

この（例2）と（例3）の違いを、とくに買い手の側はどれほどはっきり意識できるだろうか。報酬の受け渡しを女性側が知っていたか否かで、有罪と無罪に分かれるのである。ここで、報酬をうけとるのは「当地の風俗習慣」だとされているが、こうした紹介料やまた高額な結納金は、他の地方でも普通にみられるものである。買い手の農民からすれば、誘拐されたものであろうと売買婚であろうと紹介料であろうと、一定の金額を支払って妻を手に入れるのである。いずれにしても、人身売買と紙一重の社会的習慣が存在しているといつてよい。

5. おわりに——経済改革のなかで

前掲『中国子ども誘拐白書』の著者は、人身売買と、救出に向かう警察への村民の抵抗等の状況を前にして、「最大の問題は、誰も農民をかまわない、ということである。懐に身分証を入れてさえいれば、この天下、農民がどこへ行こうと誰も咎めない。出かけるときに休暇願いを出す必要もなく、…農民への制御が失われたのだ」、「広大な農民の管理が疎かにされ、破綻している」のだ、という⁶⁰⁾。

ここで著者は、人民公社が解体されて農業が個々の農民の請負制に変わって以来、農村の基層行政単位が農民にたいする行政・統制能力をなくしつつあることを言っており、それは事実である。

しかし、とりわけ「制御」「管理」といった言葉には、著者が農民を、あくまでも管理すべき対象としてしか見ていないことが如実に現われている。

新中国の建国以後、都市の国営企業労働者のような厚生福利を農民は受けてこなかった。この点ではいわば放っておかれたのである。ところが建国後の中国の工業化は、農民が作りだす食糧を安く買いあげ、それを都市にまわすことによって進められた。農村の社会主義化をめざしたはずの人民公社も、じつはそうした食糧供出のための組織だった色合いがつよい。そして、移動の自由を制限する1958年の『戸籍登記条例』によって、農民はながくそのような農村に縛りつけられていたのである。

しかし今、経済改革と開放政策のなかで、農民ははじめて自由を獲得しつつあるように見える。その自由が活発な出稼ぎとなって現れ、また人身売買となって現れているのだろう。ただたんに農民を「管理」することをめざすのではなく、また誘拐や人身売買を、たんに封建遺制とのみ理解してその「撲滅」をめざすのではなく、そうした犯罪をささえている農村社会の内実をふかく研究する必要がある。人身売買の問題は、農村になぜ深刻な嫁不足が存在するのか、父母の命による結婚がなぜ絶えないのか、また多額の紹介料の授受とは何なのか、といった問題と不可分なのである。こうしたこと自体は、人身売買の誘因としてすでに指摘されていることだが、これらの問題と人身売買との関連性を、農民の意識と農村の生活そのものにまで立ち入って理解すべきだろう。

注

第1節

- 1) 『朝日新聞』1993年7月23日。
- 2) 『南方日報』1993年7月27日。
- 3) 同上。
- 4) 『南方日報』1993年7月2日。
- 5) 四川省の資料ではあるが、某地区の調査では、誘拐犯の94%が農民で、その80%が半文盲もしくは、文盲だという（同書編集委員会『刑事犯罪案例叢書（拐売人口罪）』中国検察出版社、1992年、第13頁）。

第2節

- 6) こどもの誘拐については、王靈書著、田口佐紀子訳『中国子ども誘拐白書』（亜紀書房、1995年）がある。
- 7) 注(5)に同じ。
- 8) 同上、事例1、第23～24頁。
- 9) 同上、事例15、第38～39頁。
- 10) 同上、事例43、第67～68頁。
- 11) 同上、事例38、第63～64頁。
- 12) 同上、第14頁。

- 13) 『新民晩報』1994年3月26日。
- 14) 『南方日報』1993年8月11日。
- 15) 同上。
- 16) 前掲『刑事犯罪案例叢書（拐売人口罪）』事例2、第24頁。
- 17) 同上、事例33、第59頁。
- 18) 三菱総合研究所編『中国情報ハンドブック 1990年版』（蒼蒼社、1990年）第184頁、サンプル調査による農民一人当たり平均純収入。

第3節

- 19) 以下、歴史的経緯の紹介と関係法令の整理は、次の文献に基づく。前掲『刑事犯罪案例叢書（拐売人口罪）』、柯良棟・尉黙楠『關於嚴禁売淫嫖娼的決定 關於嚴懲拐売綁架婦女兒童的犯罪分子的決定 釈義』（群衆出版社、1992年）、同書編集委員会『婦女和未成年人法律保護全書』（中国檢察出版社、1991年）、國務院法制局法規編纂室『中華人民共和國法規目錄 1949年10月—1991年12月』（人民出版社、1992年）、楊毅「対拐売婦女問題的思考」（『中国婦女』1991年5号）。前掲『中国子ども誘拐白書』第174～175頁。
- 20) 前掲『刑事犯罪案例叢書（拐売人口罪）』第12～13頁。
- 21) 同書編輯部『中国百科年鑑 1992』（中国大百科全書出版社、1992年）。
- 22) 六害を表題にかかげたルポルタージュとしては、艶齊剛健『六害 六害』（遼寧人民出版社、1990年）がある。
- 23) 関濤等『「婦女權益保障法」基本知識』（中国婦女出版社、1992年）、全総女職工部『「中華人民共和國婦女權益保障法」講話』（中国工人出版社、1992年）。
- 24) 内務司法委員会副主任委員が行った同法草案についての説明による（前掲『「婦女權益保障法」基本知識』第198～199頁）。
- 25) 前掲『婦女和未成年人法律保護全書』第1161頁、前掲『「中華人民共和國婦女權益保障法」講話』第5頁。

第4節

- 26) 『南方日報』1993年9月29日。
- 27) 前掲『刑事犯罪案例叢書（拐売人口罪）』事例18、第42～43頁。
- 28) 『南方日報』1992年7月29日。
- 29) 前掲『關於嚴禁売淫嫖娼的決定 關於嚴懲拐売綁架婦女兒童的犯罪分子的決定 釈義』第144～145頁。
- 30) 『南方日報』1993年9月29日。
- 31) 同上。一方、売られた女性は外部に救出をもとめ、またくりかえして脱走を試みるだけでなく、報復のために買い主の農民を毒殺してしまった事例もある（『南方日報』1993年2月10日）。
- 32) 『新民晩報』1994年6月12日。
- 33) 『南方日報』1992年10月27日。こうした結婚詐欺を小説に仕立てたものとして楊傑『苦男人』（農村読物出版社、1992年）がある。

- 34) 前掲『刑事犯罪案例叢書（拐売人口罪）』事例97、第122頁。
- 35) 同上、事例129、第149頁。
- 36) 同上、事例64、第91頁。
- 37) 『新民晩報』1993年6月4日。やはり自分の妻、母、子どもを売った男の話が、前掲、王霊書『中国子ども誘拐白書』（第26～28頁）に紹介されている。
- 38) 岩波書店、1979年。
- 39) 同上、第243頁。
- 40) 第120～123頁。
- 41) 1987年の資料によれば、西南区（四川、貴州、雲南、チベット）は、省レベル国民収入、省レベル個人消費水準のいずれをとっても、中国でほぼ最低の水準にある（前掲『中国情報ハンドブック 1990年版』第154～155頁）。
- 42) 潘允康著、園田茂人監訳『変貌する中国の家族』（岩波書店、1994年）第57頁。
- 43) 前掲『中国子ども誘拐白書』第174～175頁。
- 44) 前掲『刑事犯罪案例叢書（拐売人口罪）』事例70、第97頁。
- 45) 『新民晩報』1993年11月14日。
- 46) 『新民晩報』1993年8月26日。
- 47) 同上。
- 48) 『新民晩報』1993年9月22日。
- 49) 第6章。
- 50) 『南方日報』1993年9月18日。
- 51) 1993年8月11日。
- 52) 1993年8月25日。
- 53) 前掲『刑事犯罪案例叢書（拐売人口罪）』事例10、第33頁。
- 54) 同上、事例136、第155～156頁。
- 55) 『南方日報』1992年7月12日。
- 56) 前掲『変貌する中国の家族』第42頁。
- 57) 前掲『刑事犯罪案例叢書（拐売人口罪）』事例136、第155頁。
- 58) 同上、事例7、第204頁。
- 59) 同上、事例15、第224～225頁。

第5節

- 60) 第118、120頁。